【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年5月10日
【会社名】	日本テレビ放送網株式会社
【英訳名】	Nippon Television Network Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員　大久保 好男
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目6番1号
【電話番号】	03（6215）1111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理局長　小松 伸生
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目6番1号
【電話番号】	03（6215）1111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理局長　小松 伸生
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

当社は、株式会社ＢＳ日本（以下「ＢＳ日本」といいます）及び株式会社シーエス日本（以下「シーエス日本」といいます）との間で、平成24年10月1日（予定）を効力発生日として、吸収分割（以下「本吸収分割」といいます）及び株式交換（以下「本株式交換」といい、本吸収分割と併せて「本持株会社化」といいます）を併用する方法により、当社を認定放送持株会社とする経営統合を行うことについて基本的な合意に達し、平成24年3月29日開催の当社取締役会において決議の上、経営統合に関する「基本合意書」（以下「本基本合意書」といいます）を締結し、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2、及び第7号の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。

今般、当社は、本基本合意書に基づき、平成24年5月10日開催の当社取締役会において決議の上、(ⅰ)ＢＳ日本及びシーエス日本との間で、統合契約を締結し、(ⅱ)当社の100%子会社である日本テレビ分割準備株式会社（以下「分割準備会社」といいます）との間で、本吸収分割に係る吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます）を締結し、(ⅲ)ＢＳ日本及びシーエス日本との間で、本株式交換に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます）をそれぞれ締結する等いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

Ⅱ．本持株会社化の日程

Ⅲ．吸収分割について

（１）当該吸収分割の相手会社についての事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容
② 最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益
③ 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

（３）当該吸収分割の方法、吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数その他の財産の内容その他の吸収分割契約の内容

① 吸収分割の方法
② 吸収分割に係る割当ての内容
③ その他の吸収分割契約の内容

（４）吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

（５）当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

Ⅳ．株式交換について

（１）当該株式交換の相手会社に関する事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容
② 最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益
③ 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

（３）当該株式交換の方法、株式交換完全子会社となる会社の株式１株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社の株式の数その他の財産の内容その他の株式交換契約の内容

③ その他の株式交換契約の内容

（５）当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

３【訂正箇所】

訂正箇所は、下線を付して表示しています。

（訂正前）

Ⅰ．本持株会社化の目的

（省略）

Ⅱ．本持株会社化の日程

本基本合意書締結承認取締役会（３社）	平成24年3月29日（木）
分割準備会社設立承認取締役会（当社）	平成24年3月29日（木）
本基本合意書締結（３社）	平成24年3月29日（木）
定時株主総会基準日（３社）	平成24年3月31日（土）
分割準備会社設立	平成24年4月中（予定）
最終契約書締結承認取締役会（３社）	平成24年5月10日（木）（予定）
吸収分割契約及び株式交換契約承認取締役会（当社）	平成24年5月10日（木）（予定）
株式交換契約承認取締役会（ＢＳ日本及びシーエス日本）	平成24年5月10日（木）（予定）
最終契約書締結（３社）	平成24年5月10日（木）（予定）
吸収分割契約締結（当社及び分割準備会社）	平成24年5月10日（木）（予定）
株式交換契約締結（３社）	平成24年5月10日（木）（予定）
株式交換契約承認定時株主総会（シーエス日本）	平成24年6月18日（月）（予定）
株式交換契約承認定時株主総会（ＢＳ日本）	平成24年6月21日（木）（予定）
吸収分割契約及び商号変更承認定時株主総会（当社）	平成24年6月28日（木）（予定）
株式分割の基準日（当社）	平成24年9月30日（日）（予定）
株式分割の効力発生日（当社）	平成24年10月1日（月）（予定）
吸収分割の効力発生日（当社）	平成24年10月1日（月）（予定）
株式交換の効力発生日（３社）	平成24年10月1日（月）（予定）
商号変更日（当社及び分割準備会社）	平成24年10月1日（月）（予定）

（注1） 上記表において、「３社」とは、当社、ＢＳ日本及びシーエス日本のことを意味します。

（注2） 当社の無線局免許に係る免許人の地位については、分割準備会社に承継することを予定しています。従って、本持株会社化は、(i)当社が認定放送持株会社となるために必要な関係官庁からの許認可等（認定放送持株会社に関する放送法第159条第1項に基づく総務大臣の認定を含みます）、(ii)分割準備会社が特定地上基幹放送局となるために必要な関係官庁からの許認可等（当社の有する特定地上基幹放送局その他の無線局の免許の承継に係る電波法第20条第2項に基づく総務大臣の許可を含みます）若しくは(iii)本吸収分割に必要な関係官庁からの許認可等が得られないときには、その効力を失います。また、本持株会社化は、その効力が生ずる直前時において、当該時点の到来により本吸収分割と本株式交換が互いに効力を生ずることが確実となっていること及び本持株会社化の効力発生日付で本株式分割（下記Ⅳ．（３）②において定義します）が効力を生じていることを停止条件として、その効力を生ずることになります。

（注3） 本持株会社化の日程は、今後手続を進める中で、３社による協議の上、変更する場合があります。

（注4） 当社は、本株式交換については、会社法第796条第3項に基づき、株主総会の承認を必要としない「簡易株式交換」の手続により行います。

Ⅲ. 吸収分割について

（１）当該吸収分割の相手会社についての事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	日本テレビ分割準備株式会社 （平成24年4月中設立予定）
本店の所在地	東京都港区東新橋一丁目６番１号
代表者の氏名	代表取締役　大久保 好男
資本金の額	１億円
純資産の額	２億円
総資産の額	２億円
事業の内容	放送法による基幹放送事業及び一般放送事業、放送番組の企画、製作及び販売、その他放送に関連する事業

② 最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

分割準備会社は、平成24年4月中に設立する予定であり、本臨時報告書提出日までに終了した事業年度はありません。

③ 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
日本テレビ放送網株式会社	100%（予定）

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社100%出資の子会社として設立される予定です。
人的関係	当社より取締役を派遣する予定です。
取引関係	事業を開始していないため、当社との取引関係はありません。

（２）当該吸収分割の目的

（省略）

（３）当該吸収分割の方法、吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数その他の財産の内容その他の吸収分割契約の内容

① 吸収分割の方法

当社を分割会社とし、別途新設する分割準備会社を吸収分割承継会社とする分社型の吸収分割です。

② 吸収分割に係る割当ての内容

未定です。

③ その他の吸収分割契約の内容

未定です。

（４）吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

未定です。

（５）当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	日本テレビ放送網株式会社（平成24年10月1日に、本持株会社化の効力が生ずることを条件として、「日本テレビ分割準備株式会社」から商号変更予定）
本店の所在地	東京都港区東新橋一丁目６番１号
代表者の氏名	代表取締役　大久保 好男
資本金の額	60億円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	放送法による基幹放送事業及び一般放送事業、放送番組の企画、製作及び販売、その他放送に関連する事業

Ⅳ．株式交換について

（１）当該株式交換の相手会社に関する事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

（平成23年12月31日現在）

商号	株式会社ＢＳ日本	株式会社シーエス日本
本店の所在地	東京都千代田区二番町14番地	東京都千代田区二番町14番地
代表者の氏名	代表取締役社長　不破 孝一	代表取締役社長　髙雄 孝昭
資本金の額	250億円	30億円
純資産の額	142億円	38億円
総資産の額	152億円	43億円
事業の内容	(1) 放送法による基幹放送事業 (2) 放送番組等、各種ソフトの企画・制作・販売・広告及び宣伝業務 (3) 音楽・美術・演劇・スポーツ等各種催物の企画・制作・販売及び興行業務	(1) 放送法による110度ＣＳ衛星基幹放送事業 (2) 放送番組等の企画、製作及び販売 (3) その他放送に関連する一切の事業

（注）　代表者の氏名に記載のあるＢＳ日本の代表取締役社長不破孝一氏は、平成24年2月6日に逝去され退任したため、現在は代表取締役専務室川治久氏が同社の代表者となっています。

② 最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

ＢＳ日本（単体）

（単位：百万円）

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
売上高	6,043	6,764	8,324
営業利益	579	772	1,701
経常利益	628	813	1,768
当期純利益	624	811	1,726

シーエス日本（単体）

（単位：百万円）

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
売上高	2,830	3,109	3,524
営業利益	203	422	703
経常利益	204	422	704
当期純利益	203	285	399

③ 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

ＢＳ日本

（平成24年2月29日現在）

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
日本テレビ放送網株式会社	39.52%
株式会社読売新聞東京本社	11.00%
讀賣テレビ放送株式会社	6.00%
パナソニック株式会社	5.00%
中京テレビ放送株式会社	4.01%

シーエス日本

（平成24年2月29日現在）

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
日本テレビ放送網株式会社	33.50%
株式会社読売新聞東京本社	15.00%
学校法人帝京大学	10.00%
株式会社イトーヨーカ堂	9.00%
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	5.00%
株式会社読売新聞西部本社	5.00%

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

ＢＳ日本

資本関係	当社は、平成24年2月29日現在、ＢＳ日本の発行済株式総数の39.52%を保有しています。
人的関係	当社の社外取締役１名がＢＳ日本の社外取締役を、取締役１名がＢＳ日本の監査役を、取締役１名がＢＳ日本の社外監査役を、社外監査役１名がＢＳ日本の社外取締役を兼務しています。また、当社の従業員12名がＢＳ日本に出向しており、当社の従業員１名がＢＳ日本の取締役を兼務しています。
取引関係	当社は、ＢＳ日本におけるＢＳデジタル放送番組の販売及び制作受託等をしており、ＢＳ日本は、当社における一部番組のネットワーク放送等をしています。また、当社は所有している建物等をＢＳ日本に賃貸しています。

シーエス日本

資本関係	当社は、平成24年2月29日現在、シーエス日本の発行済株式総数の33.50%を保有しています。
人的関係	当社の取締役１名がシーエス日本の取締役を、取締役２名がシーエス日本の社外監査役を兼務しています。また、当社の従業員２名がシーエス日本に出向（兼務出向を含みます）しており、当社の従業員１名がシーエス日本の取締役を兼務しています。
取引関係	当社は、シーエス日本におけるＣＳデジタル放送番組の供給等をしております。また、当社は所有している建物等をシーエス日本に賃貸しています。

（２）当該株式交換の目的

（省略）

（３）当該株式交換の方法、株式交換完全子会社となる会社の株式１株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社の株式の数その他の財産の内容その他の株式交換契約の内容

① 株式交換の方法

（省略）

② 株式交換に係る割当ての内容

（省略）

③ その他の株式交換契約の内容

その他の株式交換契約の内容については、今後３社で協議の上、平成24年5月10日に株式交換契約を締結する予定です。

（４）本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

（省略）

（５）当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	日本テレビホールディングス株式会社（平成24年10月1日に「日本テレビ放送網株式会社」から商号変更予定）
本店の所在地	東京都港区東新橋一丁目６番１号
代表者の氏名	代表取締役　大久保 好男
資本金の額	186億円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	グループ経営管理事業

（訂正後）

Ⅰ．本持株会社化の目的

（省略）

Ⅱ．本持株会社化の日程

本基本合意書締結承認取締役会（３社）	平成24年3月29日（木）
分割準備会社設立承認取締役会（当社）	平成24年3月29日（木）
本基本合意書締結（３社）	平成24年3月29日（木）
定時株主総会基準日（３社）	平成24年3月31日（土）
分割準備会社設立	平成24年4月26日（木）
最終契約書締結承認取締役会（３社）	平成24年5月10日（木）
吸収分割契約及び株式交換契約承認取締役会（当社）	平成24年5月10日（木）
株式交換契約承認取締役会（ＢＳ日本及びシーエス日本）	平成24年5月10日（木）
最終契約書締結（３社）	平成24年5月10日（木）
吸収分割契約締結（当社及び分割準備会社）	平成24年5月10日（木）
株式交換契約締結（３社）	平成24年5月10日（木）
株式交換契約承認定時株主総会（シーエス日本）	平成24年6月18日（月）（予定）
株式交換契約承認定時株主総会（ＢＳ日本）	平成24年6月21日（木）（予定）
吸収分割契約及び商号変更承認定時株主総会（当社）	平成24年6月28日（木）（予定）
株式分割の基準日（当社）	平成24年9月30日（日）（予定）
株式分割の効力発生日（当社）	平成24年10月1日（月）（予定）
吸収分割の効力発生日（当社）	平成24年10月1日（月）（予定）
株式交換の効力発生日（３社）	平成24年10月1日（月）（予定）
商号変更日（当社及び分割準備会社）	平成24年10月1日（月）（予定）

（注1） 上記表において、「３社」とは、当社、ＢＳ日本及びシーエス日本のことを意味します。

（注2） 当社の無線局免許に係る免許人の地位については、分割準備会社に承継することを予定しています。従って、本持株会社化は、(i)当社が認定放送持株会社となるために必要な関係官庁からの許認可等（認定放送持株会社に関する放送法第159条第1項に基づく総務大臣の認定を含みます）、(ii)分割準備会社が特定地上基幹放送局となるために必要な関係官庁からの許認可等（当社の有する特定地上基幹放送局その他の無線局の免許の承継に係る電波法第20条第2項に基づく総務大臣の許可を含みます）若しくは(iii)本吸収分割に必要な関係官庁からの許認可等が得られないときには、その効力を失います。また、本持株会社化は、その効力が生ずる直前時において、当該時点の到来により本吸収分割と本株式交換が互いに効力を生ずることが確実となっていること及び本持株会社化の効力発生日付で本株式分割（下記Ⅳ．（３）②において定義します）が効力を生じていることを停止条件として、その効力を生ずることになります。

（注3） 本持株会社化の日程は、今後手続を進める中で、３社による協議の上、変更する場合があります。

（注4） 当社は、本株式交換については、会社法第796条第3項に基づき、株主総会の承認を必要としない「簡易株式交換」の手続により行います。

Ⅲ. 吸収分割について

（1）当該吸収分割の相手会社についての事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	日本テレビ分割準備株式会社
本店の所在地	東京都港区東新橋一丁目６番１号
代表者の氏名	代表取締役　大久保 好男
資本金の額	１億円
純資産の額	２億円
総資産の額	２億円
事業の内容	放送法による基幹放送事業及び一般放送事業、放送番組の企画、製作及び販売、その他放送に関連する事業

② 最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

分割準備会社は、平成24年4月26日に設立され、本臨時報告書の訂正報告書提出日までに終了した事業年度はありません。

③ 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
日本テレビ放送網株式会社	100%

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社100%出資の子会社です。
人的関係	当社より取締役を派遣しています。
取引関係	事業を開始していないため、当社との取引関係はありません。

（2）当該吸収分割の目的

（省略）

（3）当該吸収分割の方法、吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数その他の財産の内容その他の吸収分割契約の内容

① 吸収分割の方法

当社を分割会社とし、分割準備会社を吸収分割承継会社とする分社型の吸収分割です。

② 吸収分割に係る割当ての内容

分割準備会社は、本吸収分割に際して、分割準備会社の普通株式19,980株を発行し、その全てを当社に対して割当交付します。

③ その他の吸収分割契約の内容

当社と分割準備会社が平成24年5月10日に締結した本吸収分割契約の内容は別添1のとおりです。

（4）吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

当社は、分割準備会社の発行済株式の全てを保有しており、また、本吸収分割に際して分割準備会社が発行する株式の全てが当社に割当交付されることから、分割準備会社の資本金の額等を考慮の上決定しました。

（５）当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	日本テレビ放送網株式会社（平成24年10月1日に、本持株会社化の効力が生ずることを条件として、「日本テレビ分割準備株式会社」から商号変更予定）
本店の所在地	東京都港区東新橋一丁目６番１号
代表者の氏名	代表取締役　大久保 好男
資本金の額	60億円
純資産の額	2,278億円
総資産の額	2,811億円
事業の内容	放送法による基幹放送事業及び一般放送事業、放送番組の企画、製作及び販売、その他放送に関連する事業

（注）　純資産、総資産の額については、平成24年3月31日現在の見込み数値です。

Ⅳ．株式交換について

（１）当該株式交換の相手会社に関する事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

（平成24年3月31日現在）

商号	株式会社ＢＳ日本	株式会社シーエス日本
本店の所在地	東京都千代田区二番町14番地	東京都千代田区二番町14番地
代表者の氏名	代表取締役専務　室川 治久	代表取締役社長　高雄 孝昭
資本金の額	250億円	30億円
純資産の額	146億円	38億円
総資産の額	158億円	50億円
事業の内容	(1) 放送法による基幹放送事業 (2) 放送番組等、各種ソフトの企画・制作・販売・広告及び宣伝業務 (3) 音楽・美術・演劇・スポーツ等各種催物の企画・制作・販売及び興行業務	(1) 放送法による110度ＣＳ衛星基幹放送事業 (2) 放送番組等の企画、製作及び販売 (3) その他放送に関連する一切の事業

② 最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

ＢＳ日本（単体）

（単位：百万円）

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高	6,764	8,324	10,989
営業利益	772	1,701	2,574
経常利益	813	1,768	2,629
当期純利益	811	1,726	2,625

シーエス日本（単体）

（単位：百万円）

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高	3,109	3,524	3,958
営業利益	422	703	728
経常利益	422	704	729
当期純利益	285	399	429

③ 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

ＢＳ日本

（平成24年3月31日現在）

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
日本テレビ放送網株式会社	39.52%
株式会社読売新聞東京本社	11.00%
讀賣テレビ放送株式会社	6.00%
パナソニック株式会社	5.00%
中京テレビ放送株式会社	4.01%

シーエス日本

（平成24年3月31日現在）

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
日本テレビ放送網株式会社	33.50%
株式会社読売新聞東京本社	15.00%
学校法人帝京大学	10.00%
株式会社イトーヨーカ堂	9.00%
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	5.00%
株式会社読売新聞西部本社	5.00%

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

ＢＳ日本

資本関係	当社は、平成24年3月31日現在、ＢＳ日本の発行済株式総数の39.52%を保有しています。
人的関係	当社の社外取締役１名がＢＳ日本の社外取締役を、取締役１名がＢＳ日本の監査役を、取締役１名がＢＳ日本の社外監査役を、社外監査役１名がＢＳ日本の社外取締役を兼務しています。また、当社の従業員12名がＢＳ日本に出向しており、当社の従業員１名がＢＳ日本の取締役を兼務しています。
取引関係	当社は、ＢＳ日本におけるＢＳデジタル放送番組の販売及び制作受託等をしており、ＢＳ日本は、当社における一部番組のネットワーク放送等をしています。また、当社は所有している建物等をＢＳ日本に賃貸しています。

シーエス日本

資本関係	当社は、平成24年3月31日現在、シーエス日本の発行済株式総数の33.50%を保有しています。
人的関係	当社の取締役１名がシーエス日本の取締役を、取締役２名がシーエス日本の社外監査役を兼務しています。また、当社の従業員２名がシーエス日本に出向（兼務出向を含みます）しており、当社の従業員１名がシーエス日本の取締役を兼務しています。
取引関係	当社は、シーエス日本におけるＣＳデジタル放送番組の供給等をしております。また、当社は所有している建物等をシーエス日本に賃貸しています。

（２）当該株式交換の目的

（省略）

（３）当該株式交換の方法、株式交換完全子会社となる会社の株式１株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社の株式の数その他の財産の内容その他の株式交換契約の内容

① 株式交換の方法

（省略）

② 株式交換に係る割当ての内容

（省略）

③ その他の株式交換契約の内容

当社とＢＳ日本が平成24年5月10日に締結した本株式交換契約の内容、及び当社とシーエス日本が平成24年5月10日に締結した本株式交換契約の内容は、それぞれ別添2及び別添3のとおりです。

（４）本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

（省略）

（５）当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	日本テレビホールディングス株式会社（平成24年10月1日に「日本テレビ放送網株式会社」から商号変更予定）
本店の所在地	東京都港区東新橋一丁目６番１号
代表者の氏名	代表取締役　大久保 好男
資本金の額	186億円
純資産の額	3,775億円
総資産の額	4,580億円
事業の内容	グループ経営管理事業

（注）　純資産、総資産の額については、平成24年3月31日現在の見込み数値です。

以上

別添1

吸収分割契約書

日本テレビ放送網株式会社（以下「甲」という）及び日本テレビ分割準備株式会社（以下「乙」という）は、甲が第1条に定める事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という）に関し、平成24年5月10日（以下「本契約締結日」という）、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約に定めるところに従い、吸収分割の方法により、甲のグループ経営管理事業を除く一切の事業（以下「承継対象事業」という）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

甲（吸収分割会社）及び乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：日本テレビ放送網株式会社（但し、平成24年10月1日付で「日本テレビホールディングス株式会社」に商号変更予定）

住所：東京都港区東新橋一丁目6番1号

（乙）吸収分割承継会社

商号：日本テレビ分割準備株式会社（但し、平成24年10月1日付で「日本テレビ放送網株式会社」に商号変更予定）

住所：東京都港区東新橋一丁目6番1号

第3条（承継する権利義務）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、権利義務の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可ないし承諾等を要するものについては、当該許認可ないし承諾等を条件として、当該権利義務を本吸収分割に際して承継させるものとする。
2. 前項に基づき乙が甲から承継する債務については、全て乙が免責的にこれを引き受ける。但し、当該承継する債務について、会社法第759条第2項に基づき甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額について求償することができる。
3. 承継対象権利義務のうち、資産及び債務については、平成24年3月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とした別紙「承継権利義務明細表」に、第6条に定める本効力発生日までの増減を加除して確定する。

第4条（本吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本吸収分割に際して、乙の普通株式19,980株を発行し、その全てを甲に対して割当交付する。

第5条（乙の資本金及び準備金の額に関する事項）

本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。なお、本吸収分割前の乙の資本金及び準備金の額は、資本金1億円、資本準備金1億円及び利益準備金0円である。

(1) 資本金の額　　5,900,000,000円
(2) 資本準備金の額　3,900,000,000円
(3) 利益準備金の額　　0円

第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という）は、平成24年10月1日とする。但し、本吸収分割の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は、協議・合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第7条（吸収分割契約承認株主総会）

1. **甲は、本効力発生日の前日までに、本契約及び本吸収分割に必要な事項につき、株主総会決議による承認を求める。但し、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議・合意の上、これを変更することができる。**
2. **乙は、本効力発生日の前日までに、本契約及び本吸収分割に必要な事項につき、株主総会決議による承認を求める。但し、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議・合意の上、これを変更することができる。**

第8条（競業避止義務）

甲は、本効力発生日後においても、承継対象事業について、法令によるか否かを問わず、一切競業避止義務を負わない。

第9条（その他の組織再編等）

1. **甲及び乙は、甲が、(ⅰ)株式会社ＢＳ日本（以下「ＢＳ日本」という）との間で甲を株式交換完全親会社、ＢＳ日本を株式交換完全子会社とする株式交換契約（効力発生日は平成24年10月1日）、及び、(ⅱ)株式会社シーエス日本（以下「シーエス日本」という）との間で甲を株式交換完全親会社、シーエス日本を株式交換完全子会社とする株式交換契約（効力発生日は平成24年10月1日）を締結し、これらの契約に基づいて株式交換（以下「本株式交換」と総称する）を行い、ＢＳ日本及びシーエス日本の発行済株式の全部（甲の有するＢＳ日本及びシーエス日本の株式を除く）を取得する予定であることを確認する。**
2. **甲及び乙は、甲が、本効力発生日付で、本吸収分割に先立ち、甲の普通株式1株を10株に分割する株式分割（以下「本株式分割」という）を行う予定であることを確認する。**
3. **本吸収分割は、本吸収分割の効力が生ずる直前時において、当該時点の到来により本吸収分割と本株式交換が互いに効力を生ずることが確実となっていること及び本効力発生日付で本株式分割が効力を生じていることを停止条件として、その効力を生ずる。**

第10条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結日後、本効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、又は本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合（前条第3項に定める条件のいずれかを充足しないこと、又は次条に定める条件のいずれかを充足することが確実となった場合を含む）には、甲及び乙は、協議・合意の上、本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、①甲又は乙において、本効力発生日の前日までに第7条に定める本契約の承認その他の本吸収分割に必要な事項に関する株主総会の承認が得られない場合、又は、②本効力発生日までに、(ⅰ)甲が認定放送持株会社となるために必要な関係官庁からの許認可等（認定放送持株会社に関する放送法第159条第1項に基づく総務大臣の認定を含む）、(ⅱ)乙が特定地上基幹放送局となるために必要な関係官庁からの許認可等（甲の有する特定地上基幹放送局その他の無線局の免許の承継に係る電波法第20条第2項に基づく総務大臣の許可を含む）若しくは(ⅲ)本吸収分割に必要な関係官庁からの許認可等が得られない場合には、その効力を失う。

第12条（協議事項）

本契約に定めのない事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙間で協議・合意の上、これを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は署名押印の上、各1通を保有する。

平成24年5月10日

甲：東京都港区東新橋一丁目6番1号
日本テレビ放送網株式会社
代表取締役 社長執行役員

乙：東京都港区東新橋一丁目6番1号
日本テレビ分割準備株式会社
代表取締役

別紙

承継権利義務明細表

1. 承継の対象となる資産

承継対象事業に係る一切の資産。但し、甲のグループ経営管理事業に係る次の各号に掲げるものを除く。

(1) 甲の株式事務のための預金口座及びグループCMS（キャッシュマネージメントサービス）のための預金口座に係る預金（但し、甲の預金総額から100億円相当を控除した金額とする）

(2) 汐留地区の土地（所在地：東京都港区東新橋1丁目5番44、69、73、80）

(3) 以下の株式その他の有価証券

① 甲が保有する以下の会社の株式

日本テレビ音楽株式会社、株式会社バップ、株式会社ＢＳ日本、株式会社シーエス日本

② 平成24年9月30日付で、甲が株式会社日テレ・グループ・ホールディングスより取得する予定の以下の会社の株式

株式会社日テレ・テクニカル・リソーシズ、株式会社日テレ アックスオン、株式会社日テレイベンツ、株式会社日本テレビアート

③ 甲が保有する全ての債券

④ 甲が保有するマネー・マネジメント・ファンド及びフリーファイナンシャルファンド

(4) 甲が保有する株式に係る本効力発生日の前日までに基準日が到来する剰余金配当請求権

(5) 前各号に掲げる他、甲のグループ経営管理事業により生じる売上債権、立替金、前払費用その他の流動資産及び固定資産

2. 承継の対象となる債務

承継対象事業に係る一切の債務。但し、次の各号に掲げるものを除く。

(1) 短期借入金

(2) 未払配当金債務

(3) 租税債務

(4) 甲のグループ経営管理事業に係る長期預り保証金債務

(5) 前各号に掲げる他、甲のグループ経営管理事業により生じる仕入・買掛債務その他の流動負債及び固定負債

3. 承継の対象となる契約及び権利義務

本吸収分割の効力が生ずる直前において甲が締結している一切の雇用契約、労働協約（但し、労働組合法第16条に定める基準に関する事項を除く）並びに承継対象事業に係る一切の契約及び権利義務。但し、次の各号に掲げるものを除く。

(1) 会計監査人との間で締結した監査契約（これに附帯又は関連する契約を含む）

(2) 株主名簿管理人との間で締結した株主名簿管理人委託契約（これに附帯又は関連する契約を含む）

(3) 金融機関との間で締結した甲の株式事務のための預金口座に関する契約

(4) 金融機関及び甲のグループ会社との間で締結した甲のグループCMS（キャッシュマネージメントサービス）の利用又は運用に関する契約（預金口座に関する契約を含む）

(5) 証券会社との間で締結した一切の契約（これに附帯又は関連する契約を含む）。但し、上場株式の取引等に係る契約及び「日本テレビ放送網（担保口）口座」に係る契約（これらに付帯又は関連する契約を含む）は除く。

(6) 甲が発行する有価証券の株式会社東京証券取引所への上場に関連して締結した上場契約（これに附帯又は関連する契約を含む）

(7) 会社役員賠償責任保険契約

(8) 乙に承継されない資産及び負債に附帯又は関連する契約

4. 許認可

承継対象事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち法令上承継可能なもの。

以上

別添2

株式交換契約書

日本テレビ放送網株式会社（以下「甲」という）及び株式会社ＢＳ日本（以下「乙」という）は、甲乙間の株式交換に関し、平成24年5月10日（以下「本契約締結日」という）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（甲が所有する乙の株式を除く）の全部を取得する。

第2条（当事者の商号及び住所）

甲（株式交換完全親会社）及び乙（株式交換完全子会社）の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。

（甲）株式交換完全親会社

商号：日本テレビ放送網株式会社（但し、本効力発生日（第5条に定義する。以下同じ）付で「日本テレビホールディングス株式会社」に商号変更予定）

住所：東京都港区東新橋一丁目6番1号

（乙）株式交換完全子会社

商号：株式会社ＢＳ日本

住所：東京都千代田区二番町14番地

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式（甲が所有する乙の株式を除く）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という）の乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という）に対し、乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式数の合計に26を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式26株の割合をもって割り当てる。
3. 甲及び乙は、甲が本効力発生日付で甲の普通株式1株を10株に分割する株式分割（以下「本株式分割」という）を行う予定であること、及び前2項に定める甲の普通株式数（以下「本株式交換比率」という）は、本株式分割が効力を生じたことを前提とした数であることを確認する。
4. 本契約締結日後、本効力発生日までの間に、本株式交換比率に重大な影響を与える事由が発生し又は判明した場合には、甲及び乙は、他方当事者に対して本株式交換比率の見直しを求めることができ、この場合、甲及び乙は、協議・合意の上、新たに本株式交換比率を定めるものとする。

第4条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額　　金24,002,856円

(2) 資本準備金の額　会社計算規則第39条の規定に従って別途甲が定める額

(3) 利益準備金の額　金0円

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という）は、平成24年10月1日とする。但し、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合（本契約第6条第1項但書に定めるところにより、株主総会決議が必要となった場合を含む）は、甲及び乙は、協議・合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第6条（株式交換契約承認株主総会）

1. **甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けないで、本株式交換を行う。但し、会社法第796条第4項及び会社法施行規則第197条の規定により、本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求めるものとする。**
2. **乙は、本効力発生日の前日までに、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を受けるものとする。**
3. **前2項に定める手続について、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は協議・合意の上、これを変更することができる。**

第7条（自己株式の処理）

乙は、本効力発生日の前日までに行われる乙の取締役会の決議により、法令等に従い、基準時までに所有することとなる自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む）の全部を、基準時をもって消却するものとする。

第8条（剰余金の配当）

1. **甲は、平成24年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、次の金額を限度として剰余金の配当を行うことができる。**
   甲：総額4,836,196,400円及び普通株式1株につき200円
2. **甲は、平成24年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、次の金額を限度として剰余金の配当を行うことができる。**
   甲：総額2,282,809,320円及び普通株式1株につき90円
3. **甲及び乙は、前2項に定める場合を除き、本契約締結日後、本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行わない。**

第9条（その他の組織再編等）

1. **甲及び乙は、甲が、(ⅰ)日本テレビ分割準備株式会社（以下「分割準備会社」といい、本効力発生日において、商号を「日本テレビ放送網株式会社」に変更する）との間で本契約締結日付で吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」という）を締結し、本吸収分割契約に基づいて、甲のグループ経営管理事業を除く一切の事業に関する権利義務を分割準備会社に吸収分割（以下「本吸収分割」という）の方法により承継させる予定であること、及び、(ⅱ)株式会社シーエス日本（以下「シーエス日本」という）との間で本契約締結日付で株式交換契約（以下「本シーエス日本株式交換契約」という）を締結し、本シーエス日本株式交換契約に基づいて、甲を株式交換完全親会社、シーエス日本を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本シーエス日本株式交換」という）を行い、シーエス日本の発行済株式の全部（甲の有するシーエス日本の株式を除く）を取得する予定であることを確認する。**
2. **本株式交換は、基準時において、当該時点の到来により本吸収分割及び本シーエス日本株式交換が互いに効力を生ずることが確実となっていること、並びに本効力発生日付で本株式分割が効力を生じていることを停止条件として、その効力を生ずる。**

第10条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結日後、本効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、又は本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合（前条第2項に定める条件のいずれかを充足しないこと、又は次条に定める条件のいずれかを充足することが確実となった場合を含む）には、甲乙間で協議・合意の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、①甲において、会社法第796条第4項及び会社法施行規則第197条の規定により本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合において、本契約第6条第1項但書に定める日までに甲の株主総会の承認が得られない場合、②乙において、本契約第6条第2項に定める本契約の承認その他の本株式交換に必要な事項に関する乙の株主総会の承認が得られない場合、又は、③本効力発生日までに、(ⅰ)甲が認定放送持株会社となるために必要な関係官庁からの許認可等（認定放送持株会社に関する放送法第159条第1項に基づく総務大臣の認定を含む）、若しくは(ⅱ)本株式交換に必要な関係官庁からの許認可等が得られない場合には、その効力を失う。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙間で協議・合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成24年5月10日

甲：東京都港区東新橋一丁目6番1号
日本テレビ放送網株式会社
代表取締役 社長執行役員

乙：東京都千代田区二番町14番地
日テレ麹町ビル南館3F
株式会社ＢＳ日本
代表取締役専務

別添3

株式交換契約書

日本テレビ放送網株式会社（以下「甲」という）及び株式会社シーエス日本（以下「乙」という）は、甲乙間の株式交換に関し、平成24年5月10日（以下「本契約締結日」という）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（甲が所有する乙の株式を除く）の全部を取得する。

第2条（当事者の商号及び住所）

甲（株式交換完全親会社）及び乙（株式交換完全子会社）の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。

（甲）株式交換完全親会社

商号：日本テレビ放送網株式会社（但し、本効力発生日（第5条に定義する。以下同じ）付で「日本テレビホールディングス株式会社」に商号変更予定）

住所：東京都港区東新橋一丁目6番1号

（乙）株式交換完全子会社

商号：株式会社シーエス日本

住所：東京都千代田区二番町14番地

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式（甲が所有する乙の株式を除く）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という）の乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という）に対し、乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式数の合計に58を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式58株の割合をもって割り当てる。
3. 甲及び乙は、甲が本効力発生日付で甲の普通株式1株を10株に分割する株式分割（以下「本株式分割」という）を行う予定であること、及び前2項に定める甲の普通株式数（以下「本株式交換比率」という）は、本株式分割が効力を生じたことを前提とした数であることを確認する。
4. 本契約締結日後、本効力発生日までの間に、本株式交換比率に重大な影響を与える事由が発生し又は判明した場合には、甲及び乙は、他方当事者に対して本株式交換比率の見直しを求めることができ、この場合、甲及び乙は、協議・合意の上、新たに本株式交換比率を定めるものとする。

第4条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額　　金0円

(2) 資本準備金の額　会社計算規則第39条の規定に従って別途甲が定める額

(3) 利益準備金の額　金0円

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という）は、平成24年10月1日とする。但し、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合（本契約第6条第1項但書に定めるところにより、株主総会決議が必要となった場合を含む）は、甲及び乙は、協議・合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第6条（株式交換契約承認株主総会）

1. **甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けないで、本株式交換を行う。但し、会社法第796条第4項及び会社法施行規則第197条の規定により、本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求めるものとする。**
2. **乙は、本効力発生日の前日までに、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を受けるものとする。**
3. **前2項に定める手続について、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は協議・合意の上、これを変更することができる。**

第7条（自己株式の処理）

乙は、本効力発生日の前日までに行われる乙の取締役会の決議により、法令等に従い、基準時までに所有することとなる自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む）の全部を、基準時をもって消却するものとする。

第8条（剰余金の配当）

1. **甲及び乙は、それぞれの平成24年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、それぞれ次の金額を限度として剰余金の配当を行うことができる。**
   甲：総額4,836,196,400円及び普通株式1株につき200円
   乙：総額60,000,000円及び普通株式1株につき1,000円
2. **甲は、平成24年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、次の金額を限度として剰余金の配当を行うことができる。**
   甲：総額2,282,809,320円及び普通株式1株につき90円
3. **甲及び乙は、前2項に定める場合を除き、本契約締結日後、本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行わない。**

第9条（その他の組織再編等）

1. **甲及び乙は、甲が、(i)日本テレビ分割準備株式会社（以下「分割準備会社」といい、本効力発生日において、商号を「日本テレビ放送網株式会社」に変更する）との間で本契約締結日付で吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」という）を締結し、本吸収分割契約に基づいて、甲のグループ経営管理事業を除く一切の事業に関する権利義務を分割準備会社に吸収分割（以下「本吸収分割」という）の方法により承継させる予定であること、及び、(ii)株式会社ＢＳ日本（以下「ＢＳ日本」という）との間で本契約締結日付で株式交換契約（以下「本ＢＳ日本株式交換契約」という）を締結し、本ＢＳ日本株式交換契約に基づいて、甲を株式交換完全親会社、ＢＳ日本を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本ＢＳ日本株式交換」という）を行い、ＢＳ日本の発行済株式の全部（甲の有するＢＳ日本の株式を除く）を取得する予定であることを確認する。**
2. **本株式交換は、基準時において、当該時点の到来により本吸収分割及び本ＢＳ日本株式交換が互いに効力を生ずることが確実となっていること、並びに本効力発生日付で本株式分割が効力を生じていることを停止条件として、その効力を生ずる。**

第10条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結日後、本効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、又は本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合（前条第2項に定める条件のいずれかを充足しないこと、又は次条に定める条件のいずれかを充足することが確実となった場合を含む）には、甲乙間で協議・合意の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、①甲において、会社法第796条第4項及び会社法施行規則第197条の規定により本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合において、本契約第6条第1項但書に定める日までに甲の株主総会の承認が得られない場合、②乙において、本契約第6条第2項に定める本契約の承認その他の本株式交換に必要な事項に関する乙の株主総会の承認が得られない場合、又は、③本効力発生日までに、(ⅰ)甲が認定放送持株会社となるために必要な関係官庁からの許認可等（認定放送持株会社に関する放送法第159条第1項に基づく総務大臣の認定を含む）、若しくは(ⅱ)本株式交換に必要な関係官庁からの許認可等が得られない場合には、その効力を失う。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙間で協議・合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成24年5月10日

甲：東京都港区東新橋一丁目6番1号
日本テレビ放送網株式会社
代表取締役 社長執行役員

乙：東京都千代田区二番町14番地
日テレ麹町ビル南館2F
株式会社シーエス日本
代表取締役社長